

第6回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年10月18日（水）17時30分～20時30分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、内藤委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西本委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐 寺地労働基準監督官

4 議 事

(1) 金額審議について

(2) その他

5 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第6回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

本専門部会の成立について御報告します。本日の委員の出席状況ですが、9名全員の御出席を頂いています。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

本日の審議会は公開していますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いします。

○佐藤部会長 こんにちは。第6回目の専門部会になります。第5回目までで、まだ労働者側委員、使用者側委員で金額に開きがありました。その後、労使で協議をされましたの

で、本日、再度金額の提示をしていただき、全会一致に向けてまた審議を進めてまいりたいと思います。

まず、いつものように、私と河村委員、西本委員との三者で専門部会の進め方について協議をさせていただきますが、その前に全会一致にならなかった場合の手續等についてお聞きしたいので、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○片山賃金室長 労使で合議に至らなかった場合、公益委員から、金額を提示し、その金額について採決を行うこととなります。その際、賛成、反対、それぞれをお伺いしまして、その結果をもちまして多数決ということとなります。賛成、反対、同数であった場合は、部会長の判断で決まるということとなります。

簡単ですが、説明を終わります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、協議の場所の準備をお願いします。15分間休会します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 再開します。

では、まず金額の御提示をされたいということでしたので、その前提として、労働者側委員、使用者側委員の双方に分かれて協議し、まず金額のまとめをしてきていただきたいと思います。

では、会場の準備をお願いします。休会します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開します。

では、金額の御提示をお願いしたいと思います。前回、労働者側から金額の歩み寄りがありましたので、今回は使用者側から金額の御提示をお願いしたいと思います。

○西本委員 901円の提示から歩み寄って、ミニマムで904円からということで提示します。この後、公・労・使で協議させていただきたいというところです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側、金額の御提示をお願いします。

○内藤委員 まずは、歩み寄りをいただきまして、大変ありがとうございます。

けれど、ミニマムでも904円ということで提示いただきました。前回、労働者側としては3円歩み寄っているという状況ですので、現時点では一旦、前回の提示額の、925円でいかせていただきたいと思います。

先ほど申出があったように、この後、労使でもその辺については協議をさせていただきます。

たいと思います。

○佐藤部会長 分かりました。では、最初に公・使で協議をさせていただいて、その間、労働者側委員で協議をしていただきます。それが終わりましたら、公・労で協議をさせていただいて、その間、使用者側委員で協議をしていただきたいと思います。

それでは、一旦休会しますので、会場の準備をお願いします。

〔公益・使用者側協議〕

〔公益・労働者側協議〕

○佐藤部会長 では、再開します。

公益委員から使用者側委員、労働者側委員、それぞれに対して、使用者側の提示の904円、労働者側の提示の925円から歩み寄れないかということをお願いさせていただきました。その上で、新たな金額を御提示いただきたいと思います。それで、まだ隔たりがあるようでしたら、もう一度、公益委員と協議をさせていただくということになるかと思っています。

では、労働者側からお願いします。

○内藤委員 それでは、ここまでいろいろ議論をしてみましたが、結論としては915円の提示をさせていただきたいと思います。先ほども申しましたが、使用者側からの歩み寄りを踏まえての金額です。以上になります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、使用者側、提示金額をお願いいたします。

○西本委員 さっき申し上げた904円からです。

○佐藤部会長 同じ904円からということですね。

○西本委員 そうなのですが、これは、私個人の考えですが、今の足元の859円に地域別最低賃金の上げ幅の46円を加えますと、905円となります。905円なのですが、使用者側としてはマイナス1円の904円です。昨年、6回にわたり専門部会で審議したときには、特定最低賃金の足元の金額に地域別最低賃金の上げ幅を足して、それに1円ずつ積んでいこうというところで決着がついたと思います。それでいけば906円となります。ですから、905円を挟んで、マイナス1円なのかプラス1円なのかというところでの議論をして、全会一致に持っていきたいと、あくまでも私の希望ですが、そういうところで決着をつけていきたいと考えています。経済センサスを見ても、この電子部品・デバイス・電子回路、それから電気機械器具、それと情報通信機械器具製造業は、鳥取県

の経済というか、規模そのものが小さい中でも、この分野が主要な産業ですので、そういったところも踏まえて昨年も議論したと思いますが、その流れの中で協議していきたいと考えています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今、双方から金額を御提示いただきました。また、西本委員からも御意見を頂きましたので、もう一度、公・使、公・労でお話をさせていただいて、それで、再度、金額の御提示をお願いするということにしたいと思います。

まず、公益委員と使用者側委員とで協議し、引き続いて公益委員と労働者側委員とで協議をさせていただきたいと思いますので、会場の準備をお願いします。

その間、休会します。

[公益・使用者側協議]

[公益・労働者側協議]

○佐藤部会長 それでは、再開します。

公益委員から、使用者側には引上げをお願いして、労働者側には引下げをお願いしたところであります。一定の結論が出たと思いますので、金額の提示をお願いします。

では、使用者側からお願いします。

○西本委員 使用者側は906円ということで提示します。昨年も6回にわたりいろいろな議論をして、ある一つのパターンのものは作ったつもりでしたが、鳥取県の主要な産業ですので、少しずつでもいいから上げていこうというような話はできたと思っていました。

現在の電機の最低賃金859円に、地域別最低賃金の今年度の引上げ額46円と、それに1円プラスして906円ということでお願いできないかと思っています。今年、もう1円頑張っただけプラスしました。来年はまたいろいろ状況が変わるかもしれませんが、来年は来年でまたそういう議論をしていきたいということで結論に到達しました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側から906円という金額を御提示いただきました。

では、引き続きまして、労働者側、お願いします。

○内藤委員 まずは、歩み寄りありがとうございます。労働者側としても、昨年の議論、結果なども踏まえて、地域別最低賃金との有意差を重視してこれまで検討を進めてまいりました。そうした中で、地域別最低賃金プラス10円というところを、ある意味掲げて交

渉も進めてきたと思っています。そういう意味では、910円というのが狙いではありませんでした。ただ、今、使用者側から906円という額を提示いただきました。

全会一致を目指してきたということはありますので、これまでの議論、また、経営者の苦しい事情なども踏まえまして、906円で全会一致できるのであればその額でいきたいと考えております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側からも906円という金額が提示されました。労使双方、主張する金額が同じとなりました。公益委員から906円に特に異論はありませんので、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金額を現行の859円から906円ということで、全会一致ということで決定させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 ありがとうございます。全会一致ということで、御協力を頂きましてありがとうございました。

それでは、事務局はこの決定のとおり部会報告案を作成してください。

あわせて、答申について事務局から御説明をお願いします。

○片山賃金室長 ただ今の全会一致での結審を受けまして、これより部会報告を作成し、部会報告を行っていただきます。

例年の報告案には、効力発生日は法定どおりとして記載されておりますので、その旨作成することを御確認いただきたいと思います。

具体的な日は、ただ今からお配りする参考資料に最短の効力発生予定日一覧をお示ししています。

本日、10月18日が本審議会の答申日となり、かつ答申要旨の公示日ということになります。お配りしました資料の10月18日が答申日ということになります。その行を見ていただくと、異議の申出がなかった場合の最短の改正発効予定日は、12月17日ということになります。

9月13日に開催されました第542回鳥取地方最低賃金審議会におきまして、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが了承されておりますので、部会報告を頂いた後、この決定を最低賃金審議会の決定として本日答申を行っていただきます。

説明は以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

本日、全会一致で結審しましたので、本審議会は開かず、この部会の決定が鳥取地方最低賃金審議会の決定とみなされるということになります。

では、質問等ありますでしょうか。

○西本委員 公示日の12月17日は日曜日ですが、翌営業日になったりしないのですか。

○片山賃金室長 官報公示の日から30日という決めがありますので、翌営業日という形ではございません。

○西本委員 12月17日日曜日ですね分かりました。

○佐藤部会長 よろしいでしょうか。

では、改正の発効日は法定どおりとして専門部会報告書を作成したいと思います。

時間はどれぐらい必要でしょうか。

○片山賃金室長 10分程度お時間を頂きたいと思います。

○佐藤部会長 では、専門部会報告書の案が作成されるまで休会とします。

〔休 会〕

○佐藤部会長 再開します。それでは、事務局で報告書案の読上げをお願いします。

○市村賃金室長補佐 (案)、令和5年10月18日、鳥取地方最低賃金審議会会長佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和5年9月13日鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に委員の皆様のお名前を挙げていますが、御覧いただいて御確認いただきまして、読上げを省略させていただきます。

別紙です。鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

1、適用する地域、鳥取県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業

所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、（3）次に掲げる業務に主として従事する者、イ、清掃又は片付けの業務、ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装又は箱詰め業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、906円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6、効力発生の日、法定どおり。

次のページには、審議会経過概要、及び審議の経過を記載していますが、こちらも御覧いただきまして御確認いただき、読上げを省略させていただきます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、確認をしていただいて、この報告書（案）から（案）を消したものを報告書といたしますが、特に御異論ありませんでしょうか。

（異議なし）

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、引き続いて、本日は全会一致での議決となりましたので、局長宛での答申を行いたいと思います。

では、答申文案の配付ができましたら、答申文（案）の読上げをお願いします。

○市村賃金室長補佐 （案）、令和5年10月18日。鳥取労働局長平川雅浩殿。鳥取地方最低賃金審議会会長佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年9月13日付け鳥労発基0913第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙です。鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1、適用する地域、鳥取県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの、（3）次に掲げる業務に主として従事する者、イ、清掃又は片付けの業務、ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装又は箱詰め業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、906円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6、効力発生の日、法定どおり。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、特に何か誤り等なければ、この答申文（案）のとおり答申をすることといたしますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、答申文（案）から（案）を消したものを答申文として鳥取地方最低賃金審議会の会長名で局長に答申することといたします。

では、労働基準部長に答申文をお渡しします。

〔部会長から労働基準部長へ答申文手交〕

○高橋労働基準部長 ただ今佐藤部会長から、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について、全会一致の答申を頂きました。9月11日に第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催させていただいてから、6回にわたり御審議いただき、皆様方、お忙しい中、本当にありがとうございました。事務局といたしましては、今後、発効に向けた事務手続を適正に行いますとともに、発効後につきましては、地域別最低賃金と同様に、改正された特定最低賃金額の周知及び履行確保に努めてまいります。

改めまして、各委員の皆様方への御苦勞に感謝申し上げます。本当にありがとうございます

ました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、金額審議は全会一致ということで、これで終了したいと思います。

では、2番目のその他について事務局からお願いします。

○片山賃金室長 ただ今答申が行われましたので、最低賃金法第15条第3項に基づきまして、本日から11月2日までの15日間、異議申出の公示により、答申に対する異議を受け付けます。この間、異議の申出がなかった場合には、審議会としての審議は終了いたします。事務局での官報公示のための事務処理を行いますと、11月17日が官報公示予定日となります。それから30日経過いたしました12月17日が効力発効の予定日ということになります。

一方、異議の申出があった場合は、審議会を開催して御審議いただくこととなります。この場合、改めて日程を調整の上で審議会を開催して御審議いただいた後、官報公示の手続の後、官報公示から30日後に発効ということになります。

なお、本日、出席されておられない本審の委員の皆様には、本日の報告及び答申を専門部会の資料とともに郵送をもって報告させていただきます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、本日の議事内容、これで終わりになりますが、何か委員の方からありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、長時間にわたり、また、たくさんの回数にわたり、御協力いただきましてありがとうございました。本年も全会一致ということで結審できたことを感謝いたします。

では、これにて終わりたいと思います。どうもありがとうございました。